

江戸に向かう奥羽飢人―天保七・八年を中心に―

菊池 勇夫

はじめに

江戸時代、餓死者を多数出すような大飢饉ともなれば、飢えた人々のなかには藩境を越えて他領へ逃げていく人々が存在した。これまで東北（奥羽）地方を中心に飢饉研究を重ねてきたので、東北地方を念頭においていうほかないが、飢饉のひどかった藩から比較的緩やかと思われた藩へ飢人たちが流民となって藩境を越えて移動したことについてはだいぶ明らかになってきたかと思う。むろん、流民の行き先は東北地方のなかにとどまらなかった。津軽海峡を渡って松前に行く者、米所の越後方面へ向かう者、関東に入り込み、さらには江戸をめざす者、それらについても、知り得た史料の範囲で、折りに触れて言及してきた。^①

ここでは、あらためて東北地方から関東・江戸方面へと向った奥羽飢人について、天保の飢饉のうちでも、天保六年（一八三五）の凶作、翌七年の大凶作と続き、とくに厳しい状況となった天保七年（一八三六）・八年を中心に論じてみたい。

江戸における天保の飢饉時の風聞については、当時幕府の昌平黌にいた山田三川（生没一八〇四―一八六二年）の『三川雜記』⁽²⁾が比較的よく書き留めている。その天保四・五年の盛岡藩に関する飢饉風聞を吟味・検討してみたところがあるが、三川は天保四年の記事として、南部・津軽から他国へ出ていき、江戸に來ても奉公人として置いてくれるころがない、などと記していた。それでは、天保七・八年についてはどのように書き留めていたであろうか。同七年秋・冬のこととして、「此セツハ^(例)人多く田舎ニテ食スル事ナラズシテ江戸へ出ル也。ヤウヤク路費ダケ才覚シテ出ルニ江戸へ入テモオク者ナク、居所ニコマリ居ル内ニシカタナク乞兒トナル也。而シテ飢仆ル、寒氣ツヨケレバ也」と記していた。⁽³⁾

「田舎」から、食べ物に困ってやむなく江戸に出てきたものの雇ってくれるところがなく、「乞兒」となり、寒気のなか倒れ死にする者が多かったというのである。三川は「乞兒」のことを「流民」「コモカブリ」「新乞食」とも表現していた。ただし、「田舎」からやってきた飢人について、その出身地がどこかということまで記していない。江戸に入り込めば、どこからやってこようと同じで、「乞食」や、「無宿」「野非人」などといった言葉で一括されてしまうものなのだろう。三川はそれでも彼らに対する江戸での対応ぶりに関心の眼を向けて記録した稀な一人であった（後述）。同時期の日記・記録類は他にも知られるのではあるが、実際に目撃し、風聞を耳にしたとしても、おおかたは視野の外にあるかのように触れないか、簡単な記事にとどまっている。江戸に入り込んだ飢人のなかには、東北地方からの者たちも含まれていたはずである。飢饉難民の可視化に努めてみたい。

一 江戸に入り込む飢人

幕府が飢饉時に外部から江戸のなかに入り込んだ飢人をどのように扱ってきたか、あるいは扱うべきかをよく示しているのが、天保七年（一八三六）一〇月の「南御番所年番与力」（南町奉行所与力）原善左衛門・仁杉五郎左衛門による「町方飢渴之者御救之儀ニ付申上候書付」である。その認識によれば、近年引続き米価高直で「其日稼之者」たちが一統困窮に及んでいるが、当年夏より追々に米直段があがり、この節は必至と難儀に及んで、店賃が滞るだけでなく、食べ続きかねて住所を離れ物貰して歩いても施してくれる者が少なく、往還に行倒れ、病死または煩う者が多かった。捨子をみても、平年は一カ月に四、五人位のところ、七月く九月七六人、一〇月も一〇日まで一七人あった。そこで町方飢渴者のどのような救済が可能なのか、以下のような過去の取り組みが記されている。その部分を引用しておこう。

然ル処天明四辰年并去ル巳年々翌午年ニ至、違作之国柄其土地ニ住居難相成、可便方無之無宿ニ相成、御当地江出、物貰ひ致し歩行候得共、給続兼、終ニ行倒相煩罷在候者有之候ニ付、穢多頭弾左衛門内江介抱小屋補理、十ヶ月程之間右体之病人見当次第引連参、小屋江入置、病気全快之上、身分片付相願候ものは、元領主地頭江御引渡可相成積被仰付、扶持米薬代雜用銭小屋場入用等御金藏多請取、弾左衛門江相渡候儀ニ御座候処、右病人共全快之節、身分片付方之儀、天明之度は人数七百弍拾弍人之由、片付方書留無之難相分、去々午年は人数弍百九拾人之内、弍人は幼年ものニ而、母一同右小屋江入罷在候内、母は病死致し候ニ付、幼年もの弍人元領主江御引渡ニ相成、其余ハ銘々国元江可立返旨申之候ニ付、上方もの之分は品川宿、奥州筋之ものは千住宿、其外御府内

町外辻引連見送遣候儀ニ有之候処、

ここには、天明四年（一七八四）と天保四・五年（巳・午、一八三三・三四）の対応が記されている。「違作」の国から江戸にやってきて「物貰」して歩き、最後は行き倒れ、病に罹る者も出てきたので、「穢多頭」弾左衛門の「囲内」に「介抱小屋」を設け、一〇カ月の間、そうした病人を連れてきて小屋に入れた。そして、病気が全快して「身分片付」を願う者は、元の領主・地頭へ引き渡すこととした。天明四年のときには七十二人であったが、「書留」がなく、片付け方は不明としている。天保五年のときには二九〇人で、そのうち母を亡くした幼年者二人は元領主へ引き渡し、その余は自分から国元に帰ると言ったので（領主・地頭へは引き渡さず）、上方者は品川宿へ、奥州筋の者は千住宿へ、その他も府内町外れへそれぞれ連れていき、そこで国元へ見送ったのだという。

しかし、原・仁杉が天保七年一〇月段階で問題にしていたのは、前例のように江戸外から入ってきた「在方もの」ではなく、江戸内で発生する「住所」を離れた「町方人別」の極貧者の「御救」であった。町方の者を「穢多町」で救済するとなると、町方の者が「穢多」の「養育」を受けることになり、後の「身分立戻」に支障が出て、しまいには「無宿非人」になりかねないとの懸念を持っていた。そこで、寛政の改革で始まった町人の救済機関である町会所の扱いとして、三間に二〇間ほどの小屋（御救小屋）を建て、朝夕の賄をして、昼は銘々商いに出ていかせるのがよい、という対策案であった。ただし、行き倒れ者のうち、人別帳から除かれている「無宿非人」はこれまで通り弾左衛門の「溜預」とし、小屋入はあくまでも町方人別の者に限るものとしていた。

評議の過程では町会所の囲廻・有金が少なくなっていることが懸念されたが、事態を重くみたのであろう、奉行衆（町奉行・勘定奉行よび勘定吟味役）の判断は原・仁杉の意見を採用入れ、一〇月二〇日、町会所懸かりで「町中を

離れ候場広之所」を見立てて設置することとし、勘定組頭渡辺三郎助にそれを指示している。こうして市中窮民を対象とした「御救小屋」が神田佐久間町河岸（一丁目地先）に設けられることとなった。そのほか佐久間町続きの花房町、柳原南北の方ナダレと唱える場所にも建て増して、都合二一棟・総人数五八〇〇人に及んだ。佐久間町の小屋は翌八年一〇月まで続いたが、他はそれより早く撤去されている。⁽⁵⁾

むろん、江戸市中に入り込む他国者も放置できることではなかった。天保七年九月段階で、府内町々往還で行き倒れになり、この四月以来「溜」（前記の弾左衛門預）に遣わされ薬用を受けた者が男女七四人と平常の年柄より「過人数」であった。「当年之儀は在方之ものも、御当地之窮民共別而困窮ニ迫」と町奉行所内で認識されていたものの、市中裏々住居の者だけでなく、「違作之国柄」より江戸に出てきて奉公もできず「無宿」になる在方者がいるのではないかとみて、その手当てとして、巳年（天保四年）の振り合いで、当一〇月より翌年七月までの弾左衛門囲内での小屋設置が評議されていた。⁽⁶⁾

結果は前述のように、町方窮民の救済を重視する、他国者を切り離れた右の町会所御救小屋の設置となったのであるが、それとほぼ同時期、定廻（町奉行所同心）が「市中野非人共多く徘徊致し、右は何国之もの多く有之候哉」と、その「風聞」を取り調べるよう命じられてまとめた天保七年一〇月（日付不詳）の「野非人之儀ニ付風聞書」がある。⁽⁷⁾そこには次のように書かれている。

一、是迄近国所々ニ散在罷在候野非人共、当年不作ニ付村々勸進一切無之、其所之番非人共制道方嚴敷候間、村外レ等ニ小屋を補理罷在候野非人共、在方ニ而は難給統候間、追々御当地ニ寄集候由、

一、越後信州奥筋之もの江戸表ニ奉公稼ニ出候者、番組宿屋等ニ志罷出候得共、米穀其外諸色高直ニ付無用之も

の難差置断候ニ付、国許江可立帰路用も無之給続相成兼候間、無余儀野非人ニ相成候ものも有之由、且又所々々方中間部屋又は宿屋等ニ罷在候中間奉公難相勤、病人等為給候食物ニ差支候間、少々之手当致し志候方江差遣候者共杯手当遣ひ切、無抛物貫致し野非人ニ相成候類も有之由、

一、御当地場末之町家ニ住居候其日稼之者共給続も相成兼、其上店賃等相払候儀も難致、無余儀店仕舞無宿ニ成、野非人同様物貫致し居候者も多分有之由、

一、諸国江伊勢参宮讚州金毘羅其外、国々霊地江物貫乍致参詣いたし候者共、在々は諸勸進堅差出不申候間、旅行も難致御当地ニ而野非人ニ打交り物貫致し居候之類も有之由、

この段階で、江戸市中を徘徊する「非人」として認識されているのは、①近国所々すなわち関東地方に散在していた「野非人」、②越後・信州・奥筋（奥州）から奉公稼ぎにやってきた者（およびすでに中間奉公していた者）、③江戸場末のその日稼ぎの者、そして④諸国霊地をめぐる参詣人、といった四種類の人々で、「何国不作ニ而其国之もの多く非人ニ相成候与申儀は相聞不申候」と、天明三年や天保四年の時のような違作による飢人たちとはまだ受け止められていなかった。

その後、十一月九日、弾左衛門が府内の「野非人」の「狩込」を引き請けたさい、その町奉行よりの仰せ渡されには、「元来之非人」ではない、「在方出生之もの」が「野非人」同様に「町々往還」をさまよひ、あるいは行き倒れ煩っている者が多数おり、囲内に「介抱小屋」を取り建て、弾左衛門や手代が「非人足」を連れて手分けして府内を回り、そのような者たちを捕えるよう命じていた。捕えたいさいには、「国所相尋違作之国柄、其土地住居難相成御当地江出、物貫致し給続兼候もの之趣申之候ハ、」、直に右の「小屋」へ引き連れてきて置き、「其段申立、追而病人生夫

ニ相成候ハ、其領主・地頭江引渡相願候歟、其身片付相願候分者其通可申付候間、兩様共訴出差図受⁶けて、「諸事去ル巳年振合」の通りに心得るよう指示されている。ここでは明らかに、一〇月段階の「風聞」とはいささか違って、凶作地から流入してくる飢人が強く念頭におかれているといつてよいだろう。

だが、翌八年三月になつても、市中には「道路ニ迷ひ、又は行倒候もの」がみられ、放置しておけない状態であつた。念頭に置かれているのは、宿所および主人あるいは身寄のない、「言語」のわからない行き倒れ・病人体の、「侍体仲間（体）之者」、「町人体無宿体乞食体之者」、「修行者体回国体之者」、「非人体之者」、そして「遠国之者并江戸近在にても五六里以上隔り候者」の五カ条に相当する者たちであつた。天明四年や天保五年の時のような弾左衛門の「介抱小屋」では対応しきれず、「在方」から江戸に入り込んでくる飢人たちがますます増えていたことが背景にあるだろう。そこで同六日に、幕府は関係代官の中村八太夫、山田茂左衛門、伊奈半左衛門、山本大膳の掛りで、品川・板橋・千住・内藤新宿の四宿に「御救小屋」を取り建て「手当」することとし、「道路ニ迷ひ、或は行倒候もの等」があつたさいには、町役人が最寄の「小屋場」へ召し連れていくことになつた（「御救小屋取建候儀ニ付町触写」⁹）。ただし、「侍体仲間（体）之者」についてはこれまで通り町奉行所へ引き渡すが、脇差を帯びていない者は御救小屋へと対応を区別していた。大目付を通して同様の触が「江戸中武家方神社」に対しても出され、その場所の辻番所組合頭取は路頭に迷う者たちをその家来に付き添わせて最寄りの「小屋場」へ差し出すこととされている¹⁰。

この四宿御救小屋は御代官懸りの「田舎之困窮人御助小屋」と受け止められているように、遠国・在方から江戸にのぼつてきた飢人たちを江戸の出入口で食い止め、すでに入つた者たちもそこへ収容し、市中に立ち入らせない治安対策的な意図が働いていたといえる。幕臣の川路聖謨は『遊芸園隨筆』で、天保四年、同七年の凶作による江戸の行

き倒れの様子を書き留めているが、同七年のさいには米価が引き上って御府内の町人が困窮し、それに「遠国の流民」が加わり、日々行き倒れて死する者が五十人を下らず、辻番の受負人が棺を「損料」で借りたなどといひ、外からの流入者が視野に入っている。筋違橋御門外御城際に御救小屋数軒（佐久間町御救小屋）を取り建て、そこに「凍餒のもの」四、五千人を収容し、また、品川、板橋、千住、四谷の宿々の外れに同様の小屋を建て（四宿御救小屋）、「道路に迷ひ候もの」を置いたと記していた。¹²⁾

その後の四宿御救小屋であるが、天保八年一月二〇日、いまだ米価が下直と言ひ難いとしても去秋以来と比べれば格別引き下がりが、「取統兼」ねる時節ではないとして、今後の小屋入りを差し止めている。¹³⁾ およそ八カ月もの長期に及んで機能しており、それだけ深刻な飢饉状況であったことを示している。

さて、以上述べてきたことは、すでに天保飢饉下の江戸市中における幕府の「無宿・野非人」の救済と治安対策として、先行研究で明らかにされていることである。「旧幕引継史料」などを使った南和男や塚田孝の研究がその主要なものであるが、とくに後者では穢多頭弾左衛門や非人組織による「無宿符込」や介抱・御救小屋の管理、あるいはその後の「身分片付」が近世の身分制度との関わりで論じられている。したがって、とくに身分制論に新しい知見を加えるものではないが、この「無宿・野非人」はどこからきたのか、東北地方などからの飢饉難民を視野において理解を深めたいというのが、ここでのささやかな意図ということになる。

二 南奥・北関東を通る飢人

天保四・五年や同七・八年に奥羽飢人を含む遠国からの飢人が江戸市中をさまよい保護されたのは疑いないことで

ある。そうであれば江戸までの途中に目撃されていたことになる。それを示す史料をここでは紹介してみよう。

まず、奥州白河藩の『飢渴鏡』である。天保四年一〇〜一二月の間頃かと思われるが、南部・津軽では米一升を四〇〇文で買入れようとしても一切なく、人がたくさん死に、南部・津軽・米沢より百姓・町人が一日に五〇人、六〇人ずつも関東にのぼったという。また、天保七年一〇月下旬より翌年四月まで、白川中町の間屋常盤彦之助が「難民救恤」として「世行」(施行)の「かゆ」を出し、一日に五百人、六百人ないし八百人余がその粥を食べたといい、その対象は「町方近村往来之者こつじき飛人ニかきらす」とあるように、街道を往来する乞食・非人を排除するものではなく、そのなかには東北から関東へ出ていく飢人が当然含まれていたと考えてよい。この他にも、町方の所々で、町人による一〇日間あるいは二〇日間の「世行」も行われていた。¹⁵⁾

同じく南奥の二本松でも、天保七年一月、その頃南部より「乞食数多」がやってきたので、それに尋ねてみると、米一升につき一貫九〇〇文、大豆一升三朱、大根一本一五〇文もして「太介り」(助かり)ようがなく出てきたと語っていた(『寛永以来天保年間米価・飢饉・違作』¹⁶⁾)。ここには北奥の南部から来た飢人であることがはっきりと記されている。

北関東の記録では、下野国桜野村の瀧澤新右衛門が書き留めた『天保四癸巳年留記』がある。天保四年八月二日の記事につきのように記されている。

朝、大冷気露霜ニてもおり候哉之様子、其上奥羽飢民毎日々々大勢江戸ヲさして通り、乞食・非人となり、物貰幾千人と無に成り、飯のせへ力なく、豆いりて夫々ニ施し、八月壹ヶ月ニ阿久津舟場にて長面ニ印候無賃の人かず五千百八拾人ニ及め、此そうふとう成ば、近郷之者大さわざニ相成、八月十日方者米六斗八升と成。¹⁷⁾

これによると、「奥羽飢民」とあって具体的には奥羽のどこから来たのかはわからないが、毎日、「乞食・非人」「物貰」となった大勢の者が江戸表を目指して通過していったことが記されている。阿久津舟場で八月一カ月間に無賃で乗せた人（右の飢人を指すのであろう）の数は五一八〇人と把握されていた。桜野辺ではこれらの飢人に煎り豆を施したというから、右の白河の例に同じく、街道筋での施行もまた江戸への旅を支えてくれたものである。同じ頃、あるいはその後も含めてかもしれないが、「奥州の飢民、毎日通り候者共者大こん、或者かほ者杯チャヲ買候て持候者多御座候」と、大根やカボチャを買って持ち歩いているというのは、多少は持参金を持って郷里を出て、途中で買いい食いしながらここまで来たことを示している。その文に続けて、南部盛岡出店の古着屋辻宗兵衛という人が藩の重役とともに米買い入れのためのぼったきい、稀なる大不作で「小兒ヲ川江流、築江掛り候」などと語るのを聞いているが、北関東は東北地方の飢饉情報がいち早く入るところであった。¹⁸⁾

天保七年についても、同年一二月、上野・松山辺の百姓が夫喰を持たず願ひ立て「あおく病人之体」であると述べたあと、「又非人共者日々行たおれ、此様子ニ而者来春之凌き方如何ニ御座候哉、思ひやられ申候」と述べている。そして、当時烏山の泉慶寺で「極難渡者」の御救いとして一人前三合ずつの割合で「かゆ」を炊いて食べさせたところ、一二月上旬までに四〇〇人ほども溜った（集まってきた）とし、それに続けて江戸表の「御公儀様」よりの御救小屋が八カ所に掛り、そのあてがいなど詳しく記し、一月末までに溜りの人数が二万五千人余に及んだという。ただ、烏山の御救小屋は翌年三月には「死人以下出来、迷惑いたし候由」と、死人が多く発生してしまい、後年には心掛けなくてはならないとしている。¹⁹⁾天保四年のように江戸にのぼる飢人とはっきりと書いているわけではないが、同様の認識を持っていたものであろう。

もうひとつ、下総国竜腹寺村の海老原善兵衛が書き記した『天保飢饉録』をあげておく。天保四・五年については、大凶作による小盗人の多発、江戸の食料高騰、千住宿での打ちこわしなど物騒がしい風聞を書き留めているものの、飢えて歩く者ことはみられない。これに対して、天保七・八年には「乞食非人」の記事が数カ所に出てくる。

○（天保七年暮）乞食非人其外多し、番人附置候而も日々入込、一日ニ三四十人或ハ六七十人位ツ、とほニ被立、扱々迷惑ニ候事、

○（天保八年二月中旬）当村金兵衛菓子種盗人入込老石計り被盜、（中略）此度取押へ候野非人、当村役人立合番人江申付吟味いたし候処、野非人共日ノ内村々ヲ貫歩行キ、泊り所無之山籠りいたし居、夜ニ入里々へ盜仕事ニ出、其盜取候品ニ而其日暮し居候由ニ候事、扱此度之飢饉ハ、北国筋其外余国ハ当国ハ宜キかと相見へ、余国遠方ハ非人共大勢込入実ニ日々とほへ立候非人多、幾重ニ番人ヲ附置候而も喰兼吞兼とほへ被立乍迷惑も少々、呉レ遣候事 野非人共里ニ大勢難住深山ノ奥ニ山籠して住家ヲ掩、村々ハ貫ため盜ため其日暮居候事、

○（天保八年三月）去秋中ハ乞食非人体物貰・道心者之類多、毎日ノ日ニ何十人共数不知入込、折しも此節当村字堂山ノ下へ四十計リ之女非人、四ツ五ツ之女子老人つれ、兩人喰兼たおれ居候を見付村役人江申出候間、村役人立会見分、小役ヲあて世話厄介為致医師ニかけ、右式人日数十八日厄介介抱いたし進候、弥々喰兼餓死之始リニも相見へ候間、三月廿日病人駕ニ乗セ送り出し申候事、⁽²⁰⁾

この地域には天保七年の暮れより、「乞食非人」「乞食非人体物貰・道心者之類」「非人」「野非人」とさまざまに書かれているが、それぞれの言葉の文脈は別にして、実態としては飢えのために流民化し、施しを受けて命をつなぐとする人々が数多く入り込んでいたことになる。「番人」を置いて取り締まっているのは、それらの飢人が村外の人

たちであることを示している。しかも「北国筋」その他の遠方からやってきたと認識されている。北国筋というのは信州や北陸方面を一般には指すが、そこには奥羽飢人も含まれているかに推測され、かなり広範な地方から北関東に入り込んでいたことになる。こうした飢人には江戸を目指す者が多かったであろうが、北関東の村々に滞留し、山奥に住家を捨て、里に出てきて食べ物を貰い、なかには「盗仕事」をしてその日暮らしをする者がいたと認識され、とくに盗みに対する警戒が番人による取り締まりを必要としたのであった。

ただ他国飢人を排除するばかりではなかった。喰いかねて「とぼ」に立っている飢人に少々でも施しをしたし、村内に母子が食べ物に飢えて倒れていたのを発見すると、村役人が立ち会って「世話介抱」し、医者にもみせていたことが知られる。死期が近くなって駕駕に乗せて送り出したのは、どこへとまでは書いていないが、その郷里に帰そうだったのであったか。奥羽や北国筋からのぼって来た飢人たちが、こうして異郷の地での保護によって助かる可能性もあったことをみておかなくてはならない。

とはいえ、天保五年六月のことであるが、武蔵国忍城下の丸屋治郎助『大宝恵』は、仲仙道（中山道）筋の江戸・熊谷宿の間では、諸色高直によりどこも「物貰」に食べ物など与えなかったので、去秋よりおよそ三百人ほどの「非人体」の者が死去したといい、誠に「難渋」のことと記している。⁽²¹⁾ また、上野国（群馬県）小幡領の天保八年三月『豊年来ル鳥渡之覚』に、江戸は勿論田舎にも「たおれ人」がたくさんあり「扱々きのどくの事」、⁽²²⁾武蔵国栗橋の『足立老人尊之聞書』（そのうち「饑饉聞書」）に、天保八年二月に至り、江戸は勿論道中筋（日光街道）や通り筋の在々に「物貰・乞食」の死亡人がざっと一日に五人、七人道路に倒れている、とその頃の風聞が書き留められている。⁽²³⁾ 死と隣り合わせの日々の厳しい現実であったのは間違いなかった。

北関東には江戸の御救小屋の情報がずいぶんと入っていた。天保七・八年についていえば、「御公儀様」が「御救小屋」を諸方へたくさん掛けて「たすかり候人々」数知れず（前出『豊年来ル鳥渡之覚』²⁴）、江戸町方御奉行所の食物改めで、一度は「飯」、一度は「かゆ」の「御すくい小屋」が江戸数カ所に掛り、なおまた入口にあたる千住、板橋、品川、高井戸の四カ所にも掛った（旗本清水領相給池端村、『凶年飢饉覚書』²⁵）、天保八年の秋過ぎまで「公儀御台様御手元金」で品川・千住・板橋・新宿の四カ所に「御救小屋」を建てて「御助」との趣きであるが、「町方」の「世話」ではなく「御代官手代出役」の取り扱い（前出『足立老人噂之聞書』²⁶）などと、記されている。とりわけ江戸四宿の御救小屋について多くが書き留めていた。

これは風聞というだけではなく、前述した天保八年三月の江戸での「御救小屋取建候儀ニ付町触」に対応した仰せ渡しが関東の改革組合村に出されていたことも関係している。関東御取締出役が宿寄場惣代中に通達した「差上申御請書之事」（案文）と、それを答えて日光御成道の大門宿組合村々（足立郡、一村のみ埼玉郡）が同出役に提出した請書が知られる（染谷村文書）。これは他の組合村にも触れられたのであろうが、請書（案文）中の仰せ渡しの文面には、四宿御救小屋の取り建てとその趣旨を述べたあとに、「関東在々」を立ち回っている「窮民」については「御改革組合村々」が厚く申し合わせて飢えに及ばないよう、「身元相応」の者たちが「救合力」を取り計らうこととし、格別奇特の取り計らいをした者には追って御沙汰の次第もあるべしと記されていた。また、請書の提出を求めるとし、四カ宿への御救小屋取り建てを「村方困民」たちが聞き及び「心取違」して右の「小屋」へ立ち入らないよう、「村々身元相応」の者たちが厚く世話することが「専一之御趣意」であると記されていた。関東御取締出役（文化二年へ一八〇五）設置——改革組合村（文政一〇年へ一八二七）設置の監視・取り締まりがこの四宿御救小屋取

り建てにも当然作動していたことになる。⁽²⁷⁾ それでも江戸四宿に収容される者が多かったのは、関東を通り抜けて江戸へたどり着いた者がいたということを意味している。

三 江戸から国元へ帰す

最後に江戸に入り込んだ他国飢人が弾左衛門の介抱小屋、あるいは四宿御救小屋に保護されたあと、どのように扱われたのであろうか。旧幕引継史料の残存状況から具体的には知り難いのであるが、周辺史料なども使って述べてみよう。

冒頭に取り上げた『三川雑記』にはいくつか関連記事がみられるので、その主なものを以下に引用してみよう。なお、町会所の「御救小屋」の記事もあるが、ここでは省く。

○（天保七年一月）江戸へコモカブリ多ク四方ヨリ出来リタリ、ソノ中ニ屈竟ナルモノモアリテ、中ニハワルキ事ヲ巧ムモノモアリシ由ニテ召トラへ吟味ノ上多ク佐洲へツカハサレ金ホリトナセリ。^(脚)

○（天保七年一月）コモカブリノ新乞食ヲビタバシクフヘタリシヲ悉クタメ池^(池)へツカハシタリシニ此コロハ又追々ニフエタリ。

○（天保七年一二月）深川ニ流民乞児ノ小屋出来テ一日ニヒエノ粥^(粥)二合ヅ、カヲタマハリ、世ノ中シヅマリテ御代官所或ハ私領ソレノニ本へ引ワタシニナル由也。

○（天保八年正月）廻^(廻)向院へ葬ル無宿人一日ニ三十人ナラシトゾ。

○（天保八年正月）廻^(廻)光院へスツル死人ハ行仆レ也。団^(団)左エ門へ申付ラレ養ヲキテ世シヅマリテ又領主へ返サルベ

キトゾ。シカルニ土ニムシロヲシキヲケバ、湿気ニアタリ追々仆ル、由也。

○(天保八年三月) 近來流民ヲ召捕テ国ヲキ、テソノ領主ノヘモドシニナルニ大方ハ帳外モノ也。サレドモウケトルベク仰付ラルレバ抛ナク受トリテ馬ベヤヘ入テ粥ヲ二度ゾ、クレヲク由也。加州仙台ヲ初メイヅレモ多クウケトル由也。⁽²⁸⁾

これらは天保八年三月の四宿御救小屋の設置ころまでの記事なので、弾左衛門の「狩込」によって保護された飢人たちについての風聞記事ということになる。風聞であるからそのままには信用できないところもあるが、これを見ると弾左衛門から引き渡されて代官所(幕領)や私領(藩など)へ返還されるのが基本原則であり、天明三・四年や天保四・五年の飢饉に倣うものであった。やむなく引き取った藩では江戸屋敷内の「馬ベヤ(部屋)」に入れて粥を食べさせたなどといい、加賀藩や仙台藩などが多く受け取ったとしている。ただし、このように保護・引き渡される前に行き倒れ死んだ者も多く、回向院へ葬られたことが知られる。

天保八年三月設置の四宿御救小屋の場合にも引き渡し原則が踏襲された。設置の触出しと同時に、大目付を通して「万石以上」(大名)に対して小屋入りの者のその後の扱いについての幕府の方針が伝えられていた。品川ほか三カ所の御救小屋に入った者は、当時村方人別から除かれている場合であっても、「仕置」者でないならば、「御料所并万石以下知行出所之分」はなるだけ「帰住」させるとし、代官から引き渡された「元領主」に対して小屋入りの者を追い払わず、一般の「欠落」なら有免するよう求めていた。それ以外の分については、公儀(幕府)が人物によっては「荒地」または「人足寄場」などへ送り「品々御仁恵之御所置」をするとしていた。⁽²⁹⁾本文中には万石以上とはないが、大名(藩)もこれに準ずるということであろう。

藩の引き取りを示す史料はそれほどまだ探していない。右の『三川雜記』の記事のほかに、信州松代藩の埴科郡倉科村の高地筆『稀違作難洪日記』（天保七〜九年）に出てくる。天保七年二月の江戸からの手紙に、「白米四合五勺（錢一〇〇文につき）、がつ死人多分、行たをれ人多分、御救小屋諸方江相立、御堀へ飛込死人多御番人附、首くゝり死人大見世ニ而仕舞候者多分、毎日乞食抔者死人多有之候事³⁰」とあって、江戸の非常の様子が信州にも入っていた。そして、翌八年四月下旬から五月上旬にかけての頃に入ってきた情報かと思われるが、次のような風聞を書き留めている。

一 江戸御救小屋江田舎る出国所領主ヲ聞糺、其領主江引渡有之候、加州公江御引渡し人別式百人余与申事、

一 松代様四拾人余ト申、木札腰ニ付下目附并同心式人ニ而毎度請取ニ參、右之人七日之内米壺升宛被下、路金式分宛与へ国元作開かせ候様被仰渡、諸家様御仕置如スト申事也、日本六十余州ニてハ大キ成人ニ可有候、所々役人・頭立ハ御しかり可蒙候³¹。

ここにみえる「江戸御救小屋」は時期から言って四宿御救小屋を指しているものだろう。小屋入りの者はそれぞれ出身地と領主を尋ねられ、領主に引き渡されたのであるが、加賀藩への引き渡しは二〇〇人余もあり、松代藩も四〇人余であったという。全体では大人数になると推測されているが、どれだけいたものだろうか。帰郷の者には食料の米や路銀が与えられ、国元に帰って耕作・開墾にあたるよう命じていたものであった。役人・頭立の御叱りというのは、離散者を出してしまった責任を指している。この日記には、天保七年一二月の藩からの「御廻村被仰渡之写」が記載されている。その文中に、「去ル卯・辰之兩年」（天明三・四年）には他所へ出て行き、なかには江戸御救小屋へ入って、度々引き渡しになることがあって「不埒」であったとし、今年右のような者があっては村役人以下頭立・重

立の者の「越度」であるので、小前に対しての心添い、融通を命じていた。⁽³²⁾しかし、それにもかかわらず江戸で保護された離村者を出していたことになる。

すでに一度紹介した史料であるが、北奥八戸藩の日記のなかにも引き渡し事例を見出すことができる。『御目付所日記』天保八年五月晦日条（正確にはその後が続く、「五月朔日之御用向左之通」のうち二三日の箇所）の記事で、「七日振飛脚到着の事」とあるように江戸藩邸から国元へ報知されたものである。⁽³³⁾

先達而千住御救小屋場御渡有之候作太郎・亀次郎儀、格別之以御趣意勸農婦郷之儀御達有之候得共、右兩人共不届之筋有之、於在所追放申付候者共故領内ニ難差置、依之如何可相心得哉之旨伺書、御勘定奉行内藤隼人正様江御留守居より差出候処、右様之筋有之候ハ、御代官江懸合之上、右御救小屋場江可差戻旨御達有之、山田茂左衛門様衆江懸合相済、右兩人共御留守居召連罷越引渡候段申出候事、

これは千住宿御救小屋に収容された二人の「勸農婦郷」の引き渡しをめぐる、八戸藩は「不届」により「追放」の処罰をした者であるとして引き取りを拒んで代官へ掛け合い、藩の訴え通りとなったケースであった。天保八年八月晦日条の後にある前述同様の御用向四日の箇所に、品川御救小屋に収容されたかと思われる嘉吉二三歳なる者（戸田村カ）の記事があるが、虫喰いにより判読できない。こうしてみると、八戸藩からも遠く江戸を目指した者たちがいたことになる。

おわりに

四宿御救小屋が設置された千住宿、および板橋宿には天保の飢饉の供養塔が建てられた。千住宿の供養塔は金蔵寺

(真言宗、足立区千住) にあり、千住二丁目の名主永野長右衛門が世話人となって天保九年に建てたもので(足立区教育委員会解説板)、碑文には、餓えて下民に食がなく、上が救屋(御救小屋)を建てて扶けたものの、疲れや病でこの地に死んだ者は八二十八人あり、勝専寺に三十一人、慈眼寺に六一人、不動院に七六人、そして金蔵寺に三七〇人を葬ったと刻まれている。いっぽう、板橋宿の供養塔は中宿の乗蓮寺の住職撮譽上人が建てたもので、現在は板橋区赤塚に移転している。「南無阿弥陀仏」「諸縁供養之塔」とある供養塔の台座には、〇〇信士、〇〇童女などの戒名がぎっしり並び、天保八年に宿内で死亡した四二三人(男三三三人、女四九人、子供四一人)の戒名が確認されるといふ(板橋区教育委員会解説板)。どちらも葬られた者の生前の名前や出身地はわからないが、千住には奥州方面から、板橋には信州方面からはるばる江戸をめざしてやってきた飢人が含まれていたと考えてよいのでないか。

以上述べてきたことによっても、関東・江戸に入り込んだ奥羽の飢人がどれだけの人数であったのか、ということだけでもまだ漠としている。多いとか少ないとかの判断はできない。新史料の「発見」も含め、今後の課題としておきたい。

奥羽飢人の行き先としては米所の越後方面も考えられる。じっさい、長岡藩の史料になるが、「凶作・天変地異・騒動などの諸事書留」(西組中沢新田、山本家文書)の天保八年の箇所につきのような記述がある。

当国よりは、遠国ハ尚以困窮之趣ニ候、既ニ出羽・奥州・会津辺米穀等無之、松ノ木皮を不残むぎ、夫を喰事といたし、或ハ土を喰イ、わらのふし等食物といたし、兎も角も凌候へとも、四、五月頃と相成候処、致方無之、莫太他散いたし候趣、此辺江も大勢参り候也。中ニ不残他散ニ而、農業開作不致候場所、数ヶ所有之趣ニ御座候、遠国の出羽、奥州、会津辺からも他散して、領内に大勢入り込んでゐるとの認識である。藩では長岡町に御救小屋

を設けて、領内の「非人・乞喰」を対象に粥を施したが、遠国の「非人・乞喰・浪人体之者」がこれを聞きつけて大勢やってきたことが記されている。⁽³⁴⁾これは長岡藩だけでもない様相がうかがわれるが、本稿の範囲を超えるので、その指摘にとどめておきたい。

〈注〉

- (1) 拙著『飢饉の社会史』（校倉書房、一九九四年）九九～一〇〇頁（天明の飢饉）。同『近世の飢饉』（吉川弘文館、一九九七年）二二三～二三五頁（天保の飢饉）。
- (2) 拙著『非常非命の歴史学―東北大飢饉再考―』（校倉書房、一〇一七年）第四章『三川雜記』にみる盛岡藩の飢饉風聞―天保四・五年を中心に。
- (3) 富村登校訂『三川雜記』（吉川弘文館、一九七二年）二〇九頁。
- (4) この「書付」を含む関係文書は『東京市史稿』救済篇第三（東京市役所編纂・発行、一九二二年）に収録されている（四八〇～四八九頁）。ただし、引用にあたっては旧幕引継文書『天保七年御救小屋一件』（国立国会図書館所蔵）を使用した。
- (5) 『東京市史稿』救済篇第三、四七五頁、四八九～五〇三頁。ほか『東京市史稿』市街篇第三八、『東京市史稿』産業篇第三三にも関連史料収録。この御救小屋を含む天保飢饉時の町会所臨時救済については、吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』（東京大学出版会、一九九一年、一九～二五頁）参照。
- (6) 「米価高直ニ付無宿病人行倒候者多人数有之候ニ付手当之儀取調奉伺候書付」『東京市史稿』救済篇第三、四七五～四七六頁。
- (7) 旧幕引継史料『米高直符込無宿』三分冊ノ二、国立国会図書館所蔵。
- (8) 同前史料。塚田孝『近世日本身分制の研究』（兵庫部落問題研究所、一八九七年）二八九～二九二頁に、この「野非人」

の「狩込」が紹介、検討されている。

- (9) 『東京市史稿』産業篇第五三（編集・発行東京都、二〇二二年）七五九〜七六二頁。『東京市史稿』救済篇第三、五二二〜五二四頁。
- (10) 『東京市史稿』救済篇第三、五二〇頁。
- (11) 鈴木棠三・小池章太郎編『藤岡屋日記』第二卷（近世庶民生活史料、三一書房、一九八八年）二二頁。
- (12) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期二三（吉川弘文館、一九九四年新装版）八四頁。
- (13) 『東京市史稿』産業篇第五十三、八六〇〜八六一頁。
- (14) 南和男『江戸の社会構造』（塙書房、一九六九年）、塚田前掲書。
- (15) 『白河市史』第七卷資料編4近世Ⅱ（編集・発行白河市、一九九三年）四八三頁、四八七頁。
- (16) 『二本松市史』第6巻近世Ⅲ資料編4（編集・発行二本松市、一九八二年）四三四頁。
- (17) さくら市史編さん委員会『氏家町史』史料編近世（さくら市、二〇〇九年）六三三頁。
- (18) 同前六三六頁。飢饉下には川流しなどの子殺しがみられたと記録されるが、それについては拙著『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、二〇〇三年）の第三章「飢饉下の捨子・子殺し―東北地方を事例に―」を参照していただきたい。
- (19) 同前六四六〜六四七頁。
- (20) 千葉県史料研究財団編集『千葉県の歴史』資料編近世1（千葉県、二〇〇六年）七七七頁、七七九頁、七八六頁。
- (21) 行田市史編さん委員会・行田市教育委員会編集『行田市史』資料編近世2（行田市、二〇一三年）四八四頁。
- (22) 群馬県史編さん委員会編集『群馬県史』資料編9近世1（群馬県、一九七七年）八四七頁。
- (23) 『新編埼玉県史』資料編14近世5（埼玉県編集・発行、一九九一年）八五五頁。
- (24) 注（22）に同じ。
- (25) 群馬県史編さん委員会編集『群馬県史』資料編14近世6（群馬県、一九八六年）七三五頁。

- (26) 前掲『新編埼玉県史』資料編14近世5、八五三頁。
- (27) 浦和市総務部市史編さん室編『浦和市史』第三卷近世史料編Ⅱ（浦和市、一九八六年）八七五～八七七頁、八八二～八八七頁。
- (28) 前掲『三川雑記』一八三頁、一九〇頁、二一五頁、二二七頁、二二八頁、二四五頁。山田三川は「コモカブリ」の呼称をよく用いている。この呼称については、前掲拙著『飢饉から読む近世社会』の第二章「コモカブリ考―乞食の姿について―」で検討を加えたことがある。
- (29) 前掲『東京市史稿』救済篇第三、五二二頁。高柳真三・石井良助『御触書天保集成』下（岩波書店、一九四一年）六五九〇号（八七九頁）。
- (30) 長野県編集『長野県史』近世史料編第七卷（三）北信地方（長野県史刊行会、一九八二年）一九八頁。
- (31) 同前二〇一頁。この史料については、拙著『飢饉』（集英社新書、二〇〇〇年）で一度紹介したことがある（二七三頁）。なお、本書は、『飢えと食の日本史』とタイトルを変えて復刊（読みなおす日本史、吉川弘文館、二〇一九年）。
- (32) 同前二〇七頁。
- (33) 八戸市立図書館所蔵。拙稿「救済をめぐる公権力と地域社会―天保飢饉下の八戸藩―」（『歴史評論』七五八号、二〇一三年）七〇頁。その後、前掲の拙著『非常非命の歴史学―東北大飢饉再考』に再録。
- (34) 『長岡市史』資料編3近世二（編集・発行長岡市、一九九四年）五七三～五七四頁。こうした遠国からの飢人は、長岡城下では「在乞食」に対して「旅乞食」と呼ばれていた（『御用留』、同前書五五二～五五三頁）。